

龍南への郷愁

二

四、龍南の變貌(現在)

二一九—二二八

参 考

五、"五高五十年史" 總說並に索引

二二九—二三九

お く が き

二四〇—二四一

一、創立以前

明治時代の教育
敷地決定の経緯

過ぐる昭和十二年十二月九日の未明、私は、王政復古七十周年記念の日を選び、本校設立前に於ける明治時代の教育^{註一}と題して、『五高五十年史』の開卷第一節を草し始めた。而して今は亡き母校の七十周年を迎へようとして、ふたたび此の項を書く。まことに感無量である。

抑々、維新の皇謨は庶政の一新を要し、庶政の一新は、文運の伸展に俟たなければならぬ。明治天皇が、元年三月十四日、公卿諸侯等を率ゐ、紫宸殿に於て天神地祇に誓つた後、之を群臣に宣せられた五事こそ、新政の大綱であるとともに、教育の指針でもあつたのである。

是に於てか、明治政府は、元年十一月、東京一橋通町の、故の開成所^{註二}を學校と爲し、外國人を教師として、大いに洋學を鼓吹し、十二月には、故の昌平坂學問所—通稱『昌平學』を學校と爲した。翌年六月には、之を大學校と改め、七月、その職制を定めて一官廳と爲し、十二月には、更に大學本校と爲して、教育行政を掌らしめ、又、開成所を大學南校、東京醫學校を大學東校と名づけ、大學本校をして、東・南の二校、大阪理學所、大阪醫學校、長崎廣運館、^{註三}長崎醫學校^{註四}等の外、府・縣の學校、海外留學をも管理せしめた。

明治二年六月十五日制定の規則には、

其要ハ則チ三綱五常、其事ハ則チ政刑教化、其詳ナルハ則チ和漢西洋諸書ノ載ル所、學校者乃チ斯道ヲ講ジ、知識ヲ廣メ、才德ヲ成シ、以テ天下國家ニ實用ヲ奏スル所ノ者ナリ、蓋、神典國典ノ要ハ、皇道ヲ尊ミ國體ヲ辨ズルニ

アリ、乃チ、皇國ノ目的、學者ノ先務ト謂フベシ、漢土ノ考悌彝倫ノ教、治國平天下ノ道、西洋ノ格物窮理開化日進ノ學、亦是斯道ノ在ル處、學校ノ宜シク講究採擇スベキ所ナリ、且、兵學醫學ノ如キ、國ノ興敗民ノ死生ノ繫ル所、政務中ニオイテ尤重ズベキ事ニシテ、外國ト雖モ、其長ズル所ハ亦皆採テ以、我國ノ有トスルコト勿論而已、如此ナレバ、舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基キ、智識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スル御誓文ノ旨趣ニ不悖、是乃チ大學校ノ規模ナリ、

と明示されて居るが、同三年二月の學制には、

輦轂ノ下、大學一所ヲ設ケ、府藩縣、各中小ノ學ヲ置ク、皆大學ヨリ頒ツトコロノ規則ヲ遵守シ、材ヲ育シ業ヲ廣メ、國家ノ用ニ供スルヲ以テ務トス、而シテ大學ハ、人文ノ淵藪、才德ノ成就スルトコロ、之ニ入ラントスル者、必ズ先ツ其地方ノ孝課ヲ經、諸學漸ク熟シテ始テ、輦下ニ貢進スルヲ獲ルナリ、

とも記されて居る。

〔備考〕

- 一、廣ク會議ヲ起シ、萬機公論ニ決スベシ。
- 一、上下心ヲ一ニシ、盛ニ經倫ヲ行フベシ。
- 一、官民一途庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ゲ、人心ヲシテ倦マザラシムルコトヲ要ス。
- 一、舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クベシ。
- 一、知識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スベシ。

◇ — — ◇ — — ◇

大學を廢して文部省を置き、全國の教育衛生事務を總管することにしたのは、明治四年七月十八日のことである。時あ

だかも、廢藩置縣が斷行されて、藩費の遊學生もなく、七月には、大學東・南校を、それぞれ單に東校・南校と改め、九月には、從來、外國教師を以て授業するものを正則とし、本邦教師を以てするものを變則とする、と云ふ教則を廢して、悉く歐米の成規に倣つて、必ず外國教師のみの制と爲し、且、俊秀なる生徒を選んで海外に留學させ、ひたすら文物の輸入に力めたのである。

明治五年八月になつて、初めて學制を頒布した。それは、全くフランスの翻譯で、畫一強制的のものであつた。即ち、全國を八つの大學區に分ち、在來の府縣立の公學を廢し、前記の東校を第一大學區東京醫學校、南校を第一大學區東京第一中學、舊の開成所たる洋學校を第二中學、大阪開成所を第四大學區大阪第一中學、大阪醫學校を第四大學區大阪醫學校、^{註五}長崎廣運館を第六大學區長崎第一中學、長崎醫學校を第六大學區長崎醫學校と改稱したのは、その例である。

明治六年四月、政府は、八大學區並に學校本部を改めて、東京府・愛知縣・大阪府・廣島縣・長崎縣・新潟縣・宮城縣を、それぞれ第一・第二・第三・第四・第五・第六・第七の大學區大學本部と爲し、各の大學區を三十二の中學區に、各の中學區を、二百十の小學區に分ち、その中學區には、人口約十三萬を標準として一つの中學校を、小學區には、人口約六百を目標として一つの小學校を、建てようと企てたのである。それは、同年八月二日大政官から發布された、通稱、仰せ出され書」の「學事獎勵に關する被出書」に、之に依て今般文部省に於て、學制を定め、追々教則を改正し、布告に及ぶべきにつき、自今以後、一般の人民華土族農工商及婦女子、必ず邑に不學の戸なく、家に不學の人ならしめんことを期す、といふ一節があるのは、その規模なり理想なりが察せられる。

而して小學校の過程は、尋常小學・女兒小學・村落小學・貧人小學・私塾小學・幼稚小學に分ち、尋常小學の課程は、男女ともに上下の二等の爲し、何れも四年。中學校も同様に、上下の二等に分ち、尋常小學校卒業後、十四歳までの者を

下等中學校に、十七歳より十九歳までの者を上等中學校に入らしめ、大學は、高尚の學術を傳へる専門の教育機關として、之を理學・文學・法學・醫學に分ち、卒業者には、學士の稱號を與へることとした。

明治五年九月八日に發布された中學教則略を見ると、下等中學も上等中學も、第六級から第一級までとし、「一級を六箇月、上下通じて六年とする」、「生徒は小學卒業の者で、十四歳にして入學し、十九歳にして卒業するものとする」のが建て前で、十月十二日に定められた「外國教師ニテ教授スル中學教則」を見ると、英・佛・獨の中、何れか一つを以て中學の課程を了へさせることになつて居る。

その教科書は、「學制五十年史」に據れば、ハーレン氏版十二段習字本、又は南校版習字本、ウェーブストル氏綴字書、サンデル氏ユニオン第一讀本、ベルリンジ氏會話篇、クエッケンボス氏小文典・デービス氏算術書(以上、英語の豫科)、サンデル氏讀本、デービス氏代數書、バーレー氏萬國史(以上、下等中學)、クエッケンボス氏文典、ゴールドスミス氏地理學、ウィルソン氏萬國史、デービス氏幾何學書、デービス氏代數書、ウォルセン氏器械書、ヘーブン氏修身學、ホーエド氏理論書、ウェーランド氏經濟書、ウィルソン氏人種學、テンネー氏動物學、クエッケンボス氏物理書、パーカ氏化學書、ラムセー氏鑛山學、グレー氏植物學、ウィルソン氏地體創造學、セントジョン氏地質學、第六世キングエドワード氏羅典文典等である。

「稽古時間」も、改正前の毎週三十「字」乃至二十五「字」(時間の意味)が、六年の改正によつて、毎週四日、二十四時間乃至二十時間に減ぜられて居るのも、今日からすると一異彩だが、此の上等中學こそ、高等學校の先驅を爲すもの云へよう。

斯くの如く、外國語を主とする教育時代で、六年三月には、愛知・廣島・宮城の三縣に、官立の外國語學校を創立し、四月には、前記の大阪開明學校及長崎廣運學校を外國語學校に改め、七年四月十八日を以て、大阪外國語學校・長崎外國語學校と改め、六年五月には、東京府にも外國語學校を設けたので、全國に七つの外國語學校が揃つたわけである。

然るに、同年十二月には、東京外國語學校より英語科を分離して、之を東京英語學校と稱し、愛知以下の外國語學校は、何れも英語學校と改められた。而して十月四日には、東京開成學校と東京醫學校を合併して、之に東京大學と名づけ、法・理・醫・文の四學部を置き、教員を教授・助教授・員外教授と爲し、醫學部には、五箇年の豫科を設け、その他の三學部の爲には、東京英語學校を東京大學豫備門と改め、教員を、訓導・助訓と爲し、十年十月には、東京に後述の體操傳習所を設け、十二年四月には、大阪英語學校を大阪専門學校と改め、理・醫の二學科を置くなど、幾多の變遷があつたのは、當時の世相を物語るものであらう。而して右の大阪専門學校は、十三年に大阪中學校と改め、十八年更に、大學分校と稱した。三高の前身である。

是より先、明治七年一月十八日には、板垣退助等によつて、民選議院設立の建白書が提出され、爾來、國會開設や自由民權の主張のために、國論は沸騰し、十二年には、植木枝盛の「民權自由論」、翌年には、山本憲の「慷慨愛國論」などが出版され、十四年には、西園寺公望を社長とする「東洋自由新聞」が發刊され、十五年には、中江篤介等の雜誌「政理叢談」が現れ、且、ルソー著「民約論」の抄譯「民約譯解」を世に送つたのも、此の頃のことである。

教育界も亦、スペンサー、ペインその他英國の自由教育論が盛んに唱道されたが、一面に於て、十五年九月、加藤弘之が、「人權新説」を著して民約論を排撃し、當時の論壇を賑はした。而して十四年十月十二日に、明治二十三年を期して、

國會を開設すべき旨の詔が發せられた事は、喋喋するまでもあるまい。

小學校は、十四年の「小學教則綱領」を以て、初等科四年、中等科二年、高等科二年の三等となり、十九年四月の「小學校令」に依つて、尋常小學校四年、高等小學校四に改められた。

中學校に就いては、十二年の「教育令」にも、十三年の「改正教育令」にも、「高等ナル普通學科ヲ授クル所トス」とだけ示されて居るが、十四年七月二十九日に定められた「中學校教則大綱」には、その目的・學科・程度等も明かにし、初等中學校と高等中學校に分ち、初等の年限を四年、高等を二年とし、初等は毎週二十八時間、高等は二十六時間と定め、地方の中學校初等科の卒業生を、豫備門の第二級に、高等科の卒業生を、東京大學法・理・文學部の第一年級に進ましめることとしたのは、中學と大學との連絡を實現したものである。但、土地の事情次第では、高等科の代りに普通文科・普通理科その他の専修科を置くことも認め、此の教則の一部を改正して、公然と初等科のみの設置を許したのは、十七年七月二日以来のことで、豫備門の本質・分業の名稱をも廢して合併し、修業年限も、四年に改めたのである。

而してその目的の中に、忠孝彝倫の道とすべき旨を加へたのは、時弊に拘泥する惧れがある事を感つたためであり、教員の中少くも三人は、中學師範科若しくは大學の卒業證書授領者たるべきことを命じたのも、又、十六年九月、その成立を見た所の大日本教育會に於て、十八・九兩年に互り、兒童に錢を持たすことの可否を問題として討論攻究した結果、金錢を賤むといふ武士的教育は、經濟思想の涵養上不都合を來すものとして、遂に之を可とすることに決定したのも、注目し値する動向と申すべきであらう。



高等中學校の創設は、固より明治十九年の事であるが、十七年、時の大學豫備門長杉浦重剛は、東京大學より豫備門を分離して、之を高等中學校と稱すべしとの建白書を出したけれども、時未だ到らずして、當局の容れる所とならず、十八年、遂に職を辭したといふことである。而してその後任者が、初代の第一高等中學校長であり、初代の第五高等中學校長でもあった野村彦四郎氏である。

次に、参考のために、明治六・七年、同十九年に於ける全國各種學校、並に同十九年に於ける第五地方各縣尋常中學校の統計を、文部年報、教育五十年史等に據つて掲げてみれば、左の通りである。

〔参考〕

小學校

明治六年 公立 七、九九五校 教員 二五、五三一一人 生徒 男 九〇七、一六〇人 女 二六七、一四二人

明治十九年 公立 四、五六三校 私立 二七、九八八校 教員 七九、六七六人 生徒 男 一、九八八、一九九人 女 八一四、四四〇人

中學校

明治七年 三二校 教員 一七〇人 生徒 三、一五三人 (女を含む)

明治十九年 府縣立 四八校 教員 五八八人 生徒 九、四〇八人 町村立 六校 教員 四一人 生徒 五八三人 私立 二校 教員 一五人 生徒 三〇九人 卒業生 五〇五人 十年史 五八校 七三一人 右同

〔備考〕

專門學校

明治六年 三校 教員 未詳 生徒 五四七人

創立以前

龍南への郷愁

明治十九年 官公立 四八校 教員 四一人(内、九人は外人) 生徒 五、五八〇人(四人は女) 卒業生 四七一人
 私立 四三校 教員 一七八人(内、四人は外人) 生徒 五、七三二人(二〇八人は女) 卒業生 三三七人

九州沖繩各縣尋常中學校(明治十九年)

縣名	學校數	教員數	生徒數	卒業生數	歲	圓	費
長崎	一	一三	一九一	—	八	二八九・七五八	
福岡	三	五〇	八九八	一三一	一九	八七二・六五七	
大分	一	九	九九	—	四	六一六・二三五	
佐賀	一	一六	四〇六	二〇	七	八八五・二八五	
熊本	一	一二	一七九	一五	四	三一六・九七九	
鹿兒島	一	一六	三三三	—	一六	五九二・〇〇五	
沖繩	一	七	一〇二	—	三	二二九・〇〇〇	
計	九	一二三	二、二〇八	一六六	六四	八一一・九一九	

右の表に就いて考へると、勅令公布の年に於ける全國の中學校は五十六校、一万四百人の生徒中、九州沖繩のそれは、九校、二千二百八人、全國の卒業生五百七十七人中、百六十六人を算へながら、本校創立即下の入學試験に際して、本科は勿論のこと、豫科一・二級の募集すら差控へたのは、以て當時の第五地方の教育程度が想像されると共に、後に述べる相談會を開いた理由が首肯されるであらう。但、九州沖繩各縣に於ける教員並に生徒の員數と歳費の比率に就いては、釋然たらざる所もあるが、精しく調べる違もない。例へば、長崎縣の教員十三人と、熊本縣の十二人、生徒百九十一人に對し、百七十九人は、その差それぞれ僅かに一人と十二人に過ぎないのに、歳費の如きは、二對一に近く、福岡縣と鹿兒島縣は、それと反對に、教員・生徒ともに三對一に近いのに、歳費に至つては、約三千圓の差額に過ぎないのである。又、熊本縣が、教員・生徒ともに、第四位に在ることも、一應注意して置くべきではあるまいか。

本邦教育史に於ける一大畫期的の事象は、云ふまでもなく、明治十九年の改革であるが、それは主として、初代文相森有禮の經綸に發したものである。即ち、前年の十二月二十二日、太政官が廢されて、新に内閣及各省が設けられ、第一次伊藤内閣の出現とともに、文部大臣に任ぜられたのが、森有禮である。而して森有禮と云へば、世人は必ず、廢刀論や男女同權論の提唱、商業學校の獨力創立、西村茂樹・津田眞道・中村正直・西周・加藤弘之・福澤諭吉・杉亨二等との『明六雜誌』發行等を想ひ起すほど、獨創的にして、革新的の人であつた。

元來、教育制度の改革は、時節の到來、内閣の權威、及、文相の信望に俟つべきことは云ふまでもない。十九年の改革を見ると、三月一日、勅令第三號を以て、東京大學令十三條を奏請公布して、東京大學を東京帝國大學と改め、その第一條に、「帝國大學ハ國家ノ須要ニ應ズル學術技藝ヲ教授シ及其蘊(原・蘊)奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス」と定めたのを手始めとして、三月九日には、學事上の便宜から、全國を五地方に大別したのであるが、本校に關係ある第五地方に就いて申せば、長崎・大分・佐賀・熊本・宮崎・鹿兒島の七縣が即ちそれである。

同年四月九日には、勅令第十四號を以て、小學校令を發布して、尋常科・高等科を各四年と爲し、四月十二日には、勅令第十五號を以て、中學校令九條を公布して、府縣立各一校を限つてその濫設を防ぎ、且、東京大學豫備門を第一高等中學校、大阪の大學分校を第三高等中學校と爲し、四月十三日には、高等中學校官制を定めて、東京以下五校を設立し、七月一日には、省令第十六號を以て、高等中學校の學科及その程度を定めると云ふやうに、まことに矢継ぎ早の感があつたのである。

上述の如く、第一及第三の高等中學校は、既存のものを改め、第二・第四及第五地方には、新設することになつた。然

るに、第二地方に於ける仙臺は、本來、同地方文化の中心を爲して居た關係上、およそ決定的のものであるが、殘る第四・第五の兩地方に於て、何處に設置すべきかは、大いに考慮を要すること、中にも九州地方が、最も困難を感じたものらしい。

是に於て、森文部大臣は、十九年十二月二十五日より、九州諸縣及京都府學事視察の爲に出張し、翌年十月十九日には、石川縣地方學事巡視として出張し、到る處の地方長官、地方の有力者、並に學校當路者と面接して、改革の主旨や抱懷せる意圖を明かにするとともに、地方の事情なり希望なりに、注意深く耳を傾けたのである。石川縣の如きは、縣下の有志者が相談して、同月二十五日、金澤來着の文相を勸業博物館に招待し、記念のために、第四高等中學校に、「エンサイクロペヂア・ブリタニカ」一部を寄附して居る。(明治二十年十一月二十六日の官報)

然るに、長崎は、シナにも近く、又、西船の往來も繁く、従つて、常に九州に於ける文明の先蹤を爲し、幕府直轄の明倫堂が、最も早くこの地に設けられ、大村の五教館が之に次ぎ、熊本の時習館は、第三位であつた。且又、明治五年の學制頒布當時に於ても、前記の如く、全國八大學區の一つと定め、廣運館を第六大學區第一中學、醫學校を長崎醫學校と改稱して居り、明治七年には、九州に於ける師範學校の嚆矢を爲して居るほどで、たとひ第五地方の高等中學校を長崎に置くとしても、誰も異論は無かつた筈である。然るにも拘らず、之を熊本に置くことに決定するまでには、相當の經緯がなければならぬ。即ち、第四地方に於て、新瀉を避けて金澤を選んだのと、同工異曲ではあつても、文相の先見と熟慮と英斷とに依るのは、疑ふべからざることであらう。森文部大臣は、長崎より佐賀を經、二十年一月十五日、山鹿發熊本着、手取本町の舊積翠園に投宿し、十七日午後、鎮臺を巡視し、同夜、一日亭に於て、縣廳、諸會社、並に有志者の懇親會を

開き、二十日、三角港から鹿兒島に向ひ、二月十九日、島原より百貫石を經て、再び積翠園に投宿、大分に向け出發の趣であつた。而して一月二十二日の「紫溟新報」には、「森文部大臣の九州巡視は吾人の望を屬する所なり」の見出しで、「今回大臣が九州巡視も、吾人が所見を以てすれば、九州に於ける高等中學校地位實驗の事なるべしと信するなり、云云」と記して居り、二月一日には、「高等中學校地面測量」の見出しで、「兼て高等中學校建設の地面となるべき管の區内赤尾口の地は昨日測量中なり」と記し、四日には、取消して居るのである。

斯くの如くにして、十九年十二月九日、第二は仙臺に、十一月三十日、第四は金澤に定まり、二十年四月八日、文部省告示第三號を以て、それぞれ第二・第四高等中學校と稱せられたが、本校は、四月十五日、告示第二號を以て、熊本と定められた。是に於て、熊本縣では、五月十日より臨時縣會を開いて、「自明治二十年至同二十一年度高等中學校建築諸費支出ノ件」を附議し、五月三十日を以て、いよいよ第五高等中學校と稱せられるに至つた。

〔備考〕

熊本鎮臺二十一年五月、第六師團と改稱すが、熊本に置かれたことは、此の地が、九州の中央に位して居ることも、主なる理由の一つではあつたらう。けれども、地の利が、必ずしも唯一の理由とはなるまい。教育も亦同様で、文教の歴史や、美俗の傳統による環境が、最も大切である。この意味に於て、由來、熊本の地には、阿蘇・菊池二氏の文教があり、加藤氏の流風があり、細川氏の餘韻が儼然として存して居る。學府としても、遠く邇れば、古昔の太宰府に亞ぎ、殊に、藩學時習館が徳川時代、關西第一を以て稱せられて居たことは、筑前の鑑俠、龜井南冥の著した「肥後物語」にも、精しく記されて居り、鹿兒島の造士館も、佐賀の成章館も、柳川の傳習館も、白川の立教館も、會津の日新館も、津山の學問所も、彦根の稽古館も、小濱の順造館も、掛川の教養館も、水戸の弘道館も、直接間接、肥後の時習館の影響を被つて居り、或は又、越前の松平春嶽に於ける横井小楠の如きも同様である。森文相の所謂、社會上流に立つべき人物を養成するには、大藩にして而も良風激る熊本の地が、地理的にも、歴史的にも、その條件を備へて

